

平成30年
4月1日
施行

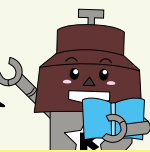
川口市自転車の安全な利用の 促進に関する条例を制定しました



便利で手軽な乗り物、自転車。しかし、市内で発生する人身事故全体の約30%は自転車に関係しています。そこで条例を制定し、市民総ぐるみで自転車の安全な利用の促進に取り組みます。

利用者はどのようなことをすればよいのでしょうか？

自転車も
乗れば車の
仲間入り



**交通ルールを
遵守しましょう**

自転車安全利用五則など交通ルールは必ず守りましょう。

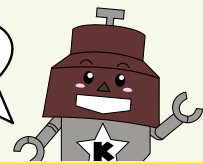
命を守る
ヘルメット



**ヘルメットを
着用しましょう**

子どもや高齢者の皆さんはヘルメットを着用しましょう。

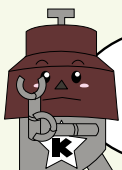
定期点検も
忘れずに！



**定期的な点検・整備を
行いましょう**

乗る前は点検を行い、定期的に自転車安全整備店で点検整備を受けましょう。

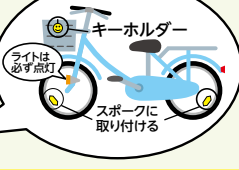
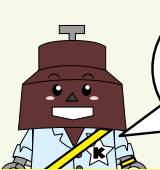
ダブル
ロックで
安心も2倍！



**防犯対策を
行いましょう**

必ず防犯登録をし、防犯ネットなどを活用しましょう。

キーホルダー
ライトは
必ず着け
スポークに
取り付け



**夕方や夜間の交通事故
防止対策をしましょう**

自転車、衣服に反射材を付け、夕方や夜間はライトを点灯しましょう。

合言葉はブタベルサハラ



ブ タ ベ ル サ ハ ラ
… … … … …
ブ … タ … ベ … サ … ハ … ラ
レ … タ … ベ … サ … 反 … ラ
キ … ヤ … ル … ド … 射 … イ
キ … ヤ … ル … ド … 材 … ト

交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう！

自転車安全利用五則とは

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。



～歩道を通行できる場合～

- 13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者など
- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道
- 道路工事など車道や交通の状況から見てやむを得ない場合



2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左端に寄って、通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げる場合に、一時停止や自転車を降りて通行するなどの配慮が必要です。

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗り・並進の禁止
- ライトの点灯
- 信号遵守
- 一時停止と安全確認



5 子どもはヘルメットを着用



傘差し運転などの禁止



携帯電話の使用禁止



イヤホンなどの使用禁止



少しでも絶対ダメ、とても危険な乗り方です。

ヘルメットを着用しましょう

死因の6割以上が
頭部損傷!!



埼玉県内自転車乗用中の交通死亡事故の損傷部位の割合 (平成28年中)

※出典(埼玉県警察ホームページ)

正しいかぶり方をcheck!

正しい角度でかぶれていますか?

あごとあご紐の間に人差し指を一本、入れられますか?

首もとのV字の部分はねじれていませんか?

STOP 放置自転車

自転車を放置することは、大変危険な行為です!

- 緊急車両の通行や災害対応に支障をきたします。
- 車椅子利用者や目の不自由なかたの通行の大きな妨げになります。
- 自転車盗難やひったくりなどの犯罪を誘発し、治安悪化の原因になります。



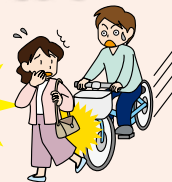
平成30年
4月1日施行

自転車損害保険への加入が義務化

自転車事故の
高額賠償事例

(神戸地方裁判所、平成25年7月)

9,521万円



ポイント

- ◆「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正しました
- ◆県内で自転車を利用する人は自転車損害賠償保険への加入が義務化へ
- ◆「補償の上限金額」「示談交渉の有無」など保険内容の確認をしましょう

◆保険の種類◆

利用者区分	自転車事故による損害を補償する保険の種類
個人利用向け	自動車保険・火災保険・傷害保険に付帯する個人賠償責任保険、自転車向け保険、TSマーク付帯保険など
事業者向け	TSマーク付帯保険、施設所有者賠償責任保険など

自転車保険の詳細は...

埼玉県 自転車条例改正

検索

問い合わせ・・・交通安全対策課 ☎048-258-1224 FAX048-254-3471